

平成19年5月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 相賀 陸 夫

平成18年(レ)第26号 保証債務履行反訴請求控訴事件 (原審・松阪簡易裁判所平成18年(レ)第65号 (本訴), 同第144号 (反訴))

口頭弁論終結日 平成19年3月22日

判 決

東京都中央区日本橋3丁目8番14号

控訴人 (本訴被告・反訴原告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

三重県松阪市

被控訴人 (本訴原告・反訴被告)

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

石 坂 俊 雄

村 田 正 人

福 井 正 明

伊 藤 誠 基

森 一 恵

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中, 控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は, 控訴人に対し, 70万4071円及びこれに対する平成18年4月8日から支払済みまで年21.9パーセントの割合 (年365日の日割計算) による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、訴外[](以下「[]」という。)が控訴人から金銭の貸付けを受けるに当たり、同貸付金の連帯保証をした被控訴人が、控訴人に対し、(1)本訴として、上記連帯保証債務の不存在の確認を求めるとともに、控訴人から給料を差し押さえるなどと脅されたため精神的苦痛を被ったとして、不法行為の損害賠償請求権に基づき、慰謝料10万円及び弁護士費用15万円並びにこれらに対する訴状送達日の翌日の平成18年4月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(2)反訴として、控訴人が、被控訴人に対し、上記連帯保証契約に基づき、利息制限法所定の制限利率による引き直し後の残元金70万4071円及び最終弁済日の翌日の平成18年4月8日から支払済みまで同法所定の制限利率の年21.9パーセントの割合(年365日の日割計算)による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、本訴請求のうち債務不存在の確認を求める部分を却下し、その余の本訴請求及び反訴請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 争いのない事実及び争点は、次のとおり付加・補正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2, 3記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁12行目の次に改行して、次のとおり加える。

「控訴人は、期限の利益喪失、延滞利息充当、一括支払請求等の意思表示あるいは事実の表示を毎回しており、「文字が小さい」「目立たない」等の恣意的な理由で意思表示が否定されるべきではない。また、一括弁済請求を維持しつつ、債務者に支払能力がないとき、せめて分割金額を遅れても回収し

ようとするのは、債権者として当然の態度である。

よって、控訴人の期限の利益喪失の主張は、信義則違反ないし権利濫用とはいえないから、控訴人は、被控訴人に対し、連帯保証契約に基づき、第1の1(2)のとおり金員の支払を求める。」

(2) 同頁14行目から20行目末尾までを、次のとおり改める。

「ア 期限の利益の再度付与又は期限の利益喪失による不利益の宥恕

控訴人は、遅延損害金を請求する根拠として、領収書兼利用明細書に「期限の利益を喪失しているので、一括支払い義務があること」と記載してあることを主張する。しかし、債務者にとっては、債権者から送付される書面のうち、注意して見る所は、残金の額と、次にいくら支払わなければならないかということであり、支払っている分割金の内訳（利息か遅延損害金か）には注意が向かないのが通常である。また、本件の場合、利息と遅延損害金が同率の年28パーセントであり、債務者は遅延したために高い利息を支払っていると認識せず継続して利息を支払うことになる。他方、債務者が利息制限法違反に気づけば、控訴人は制限利率の1.46倍に当たる年21.9パーセントの遅延損害金を請求するのであり、かかる取引はそもそも信義則上許されない。

控訴人は、期限の利益喪失を理由に一括弁済の請求をするならば、債務者に期限の利益喪失を感得させるべく、領収書兼利用明細書ではなく、別の催告書を送付すべきであった。したがって、控訴人がそのような手続きを取らなかった本件では、期限の利益の再度付与または期限の利益喪失による不利益の宥恕があったと考えざるをえない。

イ 信義則違反又は権利濫用

控訴人は、期限の利益喪失から約4年半後、平成18年2月になって、初めて被控訴人に請求した。その際の金額も、利息制限法に引き直した金額ではなく、約定の年28パーセントの利率で計算をした166万円であ

った。また、領収書兼利用明細書の記載も、残金一括請求ではなく、従前と同じであった。したがって、控訴人が遅延損害金の支払いを求めることは、信義則違反または権利濫用であり、許されない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の反訴請求は理由がないものと判断するが、その理由は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁8行目冒頭に「(1)」を加え、同頁16行目「弁論の全趣旨によれば、」に続けて「 が第1回目の支払から債務の返済を遅滞して期限の利益を喪失したにもかかわらず、」を加える。

(2) 同6頁9行目の次に改行して以下を加える。

「(2) これに対し、控訴人は、期限の利益喪失、延滞利息（遅延損害金）充当及び一括支払請求等の意思表示あるいは事実の表示を書面において毎回しているものであり、これらの表示の文字が小さいことや目立たないことなどで、期限の利益喪失を前提とした請求が権利の濫用ないし信義則違反として否定されるのであれば、法的安定性や予測可能性が覆され不当であると主張する。

しかしながら、原判決第3の1のとおり、控訴人が約4年半という長期にわたり約定の分割金を毎月請求し続けたことで、 ないし被控訴人としては未だ分割払いができることを期待するのが当然であり、控訴人としてもこれを許容しているといえる状況にあったのである。そうすると、こうした状況を解消する措置が講ぜられていたといえなければ、控訴人が現段階に至って期限の利益喪失を前提とした請求をすることが権利の濫用ないし信義則違反に該当するとの判断は左右されるものではない。

以上を前提に控訴人の上記主張を検討するに、控訴人作成の領収書兼利用明細書（乙1の①ないし⑦）では、「次回ご請求額」として「¥65,

000」と記載された上で、同金額が枠で囲まれ、同金額を前提とした充
当関係が示されているのであって、確かにその下部には、「お客様は上記
の日付で期限の利益を喪失しております。よって、当社の右記担当者にご
連絡の上、元利金を一括にてお支払い下さいますよう宜しくお願い申し上
げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」
などと付記されているものの、同書面の記載を全体としてみれば、書面を
受領した者としては、約定の分割金である6万5000円が請求されてい
るのであって、同支払をすれば足りるものと受け取るのが通常である。そ
うすると、領収書兼利用明細書の上記記載では、前記の状況を解消する措
置が講ぜられていたということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

- 2 以上の次第で、本件控訴に係る控訴人の反訴請求は理由がないから棄却すべ
きである。よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない
から棄却することとし、控訴費用の負担について民訴法67条、61条を適用
して、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 水 谷 正 俊

裁判官 久 保 孝 二

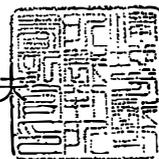
裁判官 薄 井 真 由 子

これは正本である。

平成19年5月24日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 相 賀 睦



平成18年10月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ハ)第65号 損害賠償等請求事件

平成18年(ハ)第144号 保証債務履行請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成18年9月4日

判 決

三重県松阪市

原告（反訴被告）

同訴訟代理人弁護士 石 坂 俊 雄

同 村 田 正 人

同 福 井 正 明

同 伊 藤 誠 基

同 森 一 恵

東京都中央区日本橋3丁目8番14号

被告（反訴原告）

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 原告（反訴被告）の本訴のうち債務不存在の確認を求める部分を却下する。
- 2 原告（反訴被告）のその余の本訴請求及び被告（反訴原告）の反訴請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、これを3分し、その2を原告（反訴被告）の負担とし、その余は被告（反訴原告）の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

- (1) 原告（反訴被告）は、被告（反訴原告）に対し、76万6988円の連帯保証債務がないことを確認する。
- (2) 被告（反訴原告）は、原告（反訴被告）に対し、25万円及びこれに対する平成18年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴

原告（反訴被告）は、被告（反訴原告）に対し、70万4071円及びこれに対する平成18年4月8日から支払済みまで年21.9パーセントの割合（年365日の日割計算）による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本訴

本件は、被告（反訴原告、以下「被告」という。）から金銭の貸付けを受けた訴外（以下「原告」という。）の連帯保証人となった原告（反訴被告、以下「原告」という。）が、未だ連帯保証債務が残っていると主張する被告に対し、その債務の不存在の確認を求めるとともに、原告が、被告から、給料を差し押さえるなどと脅されたため精神的苦痛を被ったとして、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料10万円及び弁護士費用15万円並びにこれらに対する平成18年4月15日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 反訴

本件は、被告が、原告に対し、前記連帯保証契約に基づき、利息制限法所定の制限利率による引き直し後の残元金70万4071円及び平成18年4月8日（最終弁済日の翌日）から支払済みまで年21.9パーセントの割合（年365日の日割計算）による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 争いのない事実

- (1) 被告は、貸金業等を業とする株式会社である。

(2) 被告は、〇〇との間で、平成13年9月12日付けで、被告を債権者、
〇〇を債務者とする次の金銭消費貸借契約を締結した。

ア 借入金 210万円

イ 返済方法 元金と利息として平成13年9月から平成18年8月まで
毎月26日限り60回にわたって元利均等に6万5000
円を支払う。ただし、最終支払の元利合計は6624円と
する。

ウ 利率 年28.0パーセント(年365日の日割計算)

エ 損害金 年28.0パーセント(年365日の日割計算)

オ 特約 債務者又は保証人が元金又は利息の支払を一度でも遅滞し
たときは、債権者の通知催告の手續を要せず債務者は期限
の利益を失い直ちに元利金を一括して支払う。

(3) 原告は、被告に対し、平成13年9月12日付けで、前記(2)の〇〇の債務
につき連帯して保証した。

(4) 被告は、前記(2)の契約に基づき、平成13年9月13日、210万円を〇〇
に貸し付けた。

(5) 〇〇は、別紙1「利息制限法に基づく残元利金等計算書」のとおり、平成
18年1月まで返済を続けてきた。

(6) 原告は、被告から、平成18年2月分が〇〇から入金されていないと言わ
れ、同月分として、同年3月2日に4万6000円を支払った。また、原告
は、原告代理人に依頼して、被告から取引履歴を開示してもらい、別紙1
「利息制限法に基づく残元利金等計算書」に基づいて、同年4月7日、7万
9483円を支払った。

(7) 被告は、原告に対し、別紙2「法定利息計算書」のとおり、残元本70万
4071円の債権を有すると主張している。

3 争点

(1) ないし原告は、期限の利益を喪失しているか否か。

(被告の主張)

及び原告は、被告に対し、平成13年9月26日に支払うべき債務の返済を怠り、前記争いのない事実(2)オにより、同日期限の利益を喪失した。本件の取引について、利息制限法所定の制限利率で引き直すと、別紙2「法定利息計算書」のとおり、残元金は70万4071円となる。

被告が弁済者に対して弁済を受けた際に交付する受取証書には、「お客様は右記の日付で期限の利益を喪失しております。よって当社の右記担当者にご連絡の上、元利金を一括にてお支払い下さいますようお願い申し上げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」と明記しており、被告が原告の期限の利益を再度付与したことも、期限の利益喪失による不利益を宥恕したこともないことは明白である。

(原告の主張)

被告は、期限の利益喪失事由があっても、直ちに残元本及び遅延損害金の支払を請求したりせず、その後も継続して分割弁済を受けているのであるから、期限の利益の再度付与もしくは期限の利益喪失による不利益を宥恕しているといわざるを得ない。

更に、原告は、主債務者でなく、連帯保証人でもあるから、年21.9パーセントの割合による遅延損害金の請求をすることは信義則上許されず、権利の濫用である。

(2) 被告は、原告に対して、不法行為を行ったか。

(原告の主張)

平成18年1月25日時点の残金は、別紙1「利息制限法に基づく残元利金等計算書」のとおり、12万2512円であるにもかかわらず、原告は、被告から、同年3月1日、166万円も残っていると言われ、連帯保証人として支払をしなければ給与を差し押さえると脅され、給与を差し押さえられ

たら大変であると考え、翌2日に支払をした。原告が被った苦痛を金銭に見積もれば10万円を下らない。

原告は、被告から前記のように脅され、残債務を支払ったのに、被告が未だ残債務があると主張するため本訴を提起せざるを得なかったのであるから、その弁護士費用としては15万円が相当である。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (期限の利益喪失の有無) について

前記争いのない事実のとおり、[]と被告との間では、[]又は保証人が元利金の支払を一度でも遅滞すれば、期限の利益を失う旨合意され、返済期日については毎月26日と定められているところ、別紙1「利息制限法に基づく残元利金等計算書」のとおり、[]は、第1回目の支払について、その期限を徒過し、平成13年9月28日に至って支払をしていることが認められる。

そうすると、[]は、同月26日の経過により、期限の利益を失っていることになり、その時点で、被告は、[]ないし原告に対して一括支払を求めることができることになる。

しかるに、証拠(乙1の1ないし57)及び弁論の全趣旨によれば、期限の利益を失った日から約4年半後の平成18年1月まで、被告は、[]に対し、約定の分割金である6万5000円を毎月請求し続け、[]の返済が滞った同年2月になって初めて、連帯保証人である原告に請求をしたが、その際の請求金額も約定の分割金である6万5000円であることが認められる。このような場合、[]ないし原告としては、特段の事情のない限り、期限の利益を喪失し、一括弁済をしなければならないという事態になっていることについて誤解が生じ、未だ分割払いができるものだと考えていたと推測できるし、原告についても同様である。また被告としても、それを許容するような行動を取っていたというべきであり、そのような事情があるのに、現段階に至って、初めて既に期限の利益が喪失しているとして、それを前提とした遅延損害金を求めるこ

とは、権利の濫用ないし信義則違反に該当するというべきであり、被告の請求はその限度で無効というべきである。

なお、証拠（乙1の1ないし57）には、[]が期限の利益を喪失していること、遅延損害金の利率が適用される旨記載されてはいるが、文字も小さく、分割金を請求している部分に比して目立たないものとなっているから、[]ないし原告の誤解を解消するようなものとはいえず、前記特段の事情があるとはいえない。

よって、原告ないし[]については、期限の利益が喪失していないものとして扱われるべきである。

2 争点(2) (不法行為の成否) について

原告は、本件の取引残高が166万円も残っていると言われ、給料を差し押さえると脅されたことにより、精神的苦痛を被ったと主張する。しかし、乙1の56によれば、原告ないし[]と被告との当初の契約を文言通り実施すれば残額は166万円になることからすると、166万円を請求したこと自体が直ちに違法になるとはいえないし、給料を差し押さえると言ったことも、その言い方や状況によって違法性が生じることもあろうが、本件では通常の債権回収の方法の説明を超えて、違法性を生じるような事情も認められない。

そうすると、被告の原告に対する不法行為は成立せず、慰謝料及び弁護士費用の請求は理由がない。

3 結論

以上によれば、被告の反訴請求は既に弁済がなされていることになるから理由がないものとして棄却を免れず、原告の本訴のうち債務不存在の確認を求めらる部分は、以上の反訴により給付訴訟が提起されたことになるから、確認の利益がないものとして却下を免れない。そして、原告のその余の本訴請求は理由がないからこれを棄却する。よって、主文のとおり判決する。

松阪簡易裁判所

裁判官 鈴木 幸 男

利息制限法に基づく残元利金等計算書

債務者

年月日	日数	借入元金	返済金額	法定利息金	元本充当額	残元金	残高合計
01.09.13		¥2,100,000				¥2,100,000	
01.09.28	15		¥30,000	¥12,945	¥17,055	¥2,082,945	
01.10.25	27		¥50,000	¥23,112	¥26,888	¥2,056,057	
01.11.26	32		¥63,000	¥27,039	¥35,961	¥2,020,096	
02.01.07	42		¥50,000	¥34,867	¥15,133	¥2,004,963	
02.01.08	1		¥20,000	¥824	¥19,176	¥1,985,787	
02.01.31	23		¥50,000	¥18,770	¥31,230	¥1,954,557	
02.03.12	40		¥50,000	¥32,130	¥17,870	¥1,936,687	
02.03.18	6		¥30,000	¥4,775	¥25,225	¥1,911,462	
02.03.25	7		¥50,000	¥5,499	¥44,501	¥1,866,961	
02.04.30	36		¥50,000	¥27,621	¥22,379	¥1,844,582	
02.05.07	7		¥6,000	¥5,306	¥694	¥1,843,888	
02.05.08	1		¥12,000	¥758	¥11,242	¥1,832,646	
02.05.27	19		¥50,000	¥14,310	¥35,690	¥1,796,955	
02.06.25	29		¥50,000	¥21,416	¥28,584	¥1,768,371	
02.07.25	30		¥50,000	¥21,802	¥28,198	¥1,740,173	
02.08.26	32		¥50,000	¥22,884	¥27,116	¥1,713,058	
02.09.25	30		¥50,000	¥21,120	¥28,880	¥1,684,177	
02.10.29	34		¥50,000	¥23,532	¥26,468	¥1,657,710	
02.12.02	34		¥50,000	¥23,163	¥36,837	¥1,620,872	
03.01.06	35		¥60,000	¥23,314	¥36,686	¥1,584,186	
03.02.04	29		¥50,000	¥18,880	¥31,120	¥1,553,066	
03.03.03	27		¥50,000	¥17,233	¥32,767	¥1,520,299	
03.04.02	30		¥50,000	¥18,743	¥31,257	¥1,489,042	
03.05.07	35		¥55,000	¥21,418	¥33,582	¥1,455,460	
03.06.02	26		¥50,000	¥15,551	¥34,449	¥1,421,011	
03.07.01	29		¥50,000	¥16,935	¥33,065	¥1,387,947	
03.08.06	36		¥50,000	¥20,534	¥29,466	¥1,358,481	
03.09.08	33		¥50,000	¥18,423	¥31,577	¥1,326,904	
03.10.06	28		¥50,000	¥15,268	¥34,732	¥1,292,173	
03.11.11	36		¥55,000	¥19,117	¥35,883	¥1,256,290	
03.12.19	38		¥50,000	¥19,619	¥30,381	¥1,225,908	
03.12.24	5		¥10,000	¥2,519	¥7,481	¥1,218,427	
04.02.24	62		¥95,000	¥31,045	¥63,955	¥1,154,472	
04.04.13	49		¥70,000	¥23,248	¥46,752	¥1,107,720	
04.05.11	28		¥45,000	¥12,746	¥32,254	¥1,075,466	
04.06.16	36		¥60,000	¥15,911	¥44,089	¥1,031,377	
04.07.09	23		¥40,000	¥9,749	¥30,251	¥1,001,126	
04.08.23	45		¥77,000	¥18,514	¥48,486	¥952,640	
04.09.17	25		¥40,000	¥9,787	¥30,213	¥922,427	
04.10.08	21		¥30,000	¥7,961	¥22,039	¥900,388	
04.11.09	32		¥45,000	¥11,841	¥33,159	¥867,229	
04.12.17	38		¥58,000	¥13,543	¥44,457	¥822,772	
05.01.18	32		¥47,000	¥10,820	¥36,180	¥786,592	
05.02.14	27		¥42,000	¥8,728	¥33,272	¥753,320	
05.04.04	49		¥80,000	¥15,170	¥64,830	¥688,489	
05.05.10	36		¥50,000	¥10,186	¥49,814	¥638,675	
05.06.15	36		¥55,000	¥9,449	¥55,551	¥583,124	
05.07.11	26		¥55,000	¥6,231	¥58,769	¥524,355	
05.08.01	21		¥55,000	¥4,525	¥60,475	¥463,880	
05.08.31	30		¥55,000	¥5,719	¥59,281	¥404,599	
05.09.30	30		¥55,000	¥4,988	¥60,012	¥344,587	

05.10.31	31		¥65,000	¥4,390	¥60,610	¥283,977	
05.11.30	30		¥40,000	¥3,501	¥36,499	¥247,478	
05.12.30	30		¥65,000	¥3,051	¥61,949	¥185,529	
06.01.25	26		¥65,000	¥1,982	¥63,018	¥122,512	
06.03.02	36		¥46,000	¥1,813	¥44,187	¥78,324	
06.04.07	36		¥79,483	¥1,159	¥78,324	¥0	
		¥2,100,000	¥2,915,483				

法定利息計算書

顧客番号: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

No	取引日	取引区分	借入金額	支払額	次回返済日	期間	通常利率	通常利息	遅れ	延滞利率	延滞損害金	利息充当	元金充当	残高	未払利息
1	2001/09/13	貸付	2,100,000		2001/09/26			0			0	0	0	2,100,000	0
2	2001/09/28	入金		30,000		13	15.000%	11,219	2	21.900%	2,520	13,739	16,261	2,083,739	0
3	2001/10/25	入金		50,000				0	27	21.900%	33,756	33,756	16,244	2,067,495	0
4	2001/11/26	入金		63,000				0	32	21.900%	39,695	39,695	23,305	2,044,190	0
5	2002/01/07	入金		50,000				0	42	21.900%	51,513	50,000	0	2,044,190	1,513
6	2002/01/08	入金		20,000				0	1	21.900%	1,226	2,739	17,261	2,026,929	0
7	2002/01/31	入金		50,000				0	23	21.900%	27,971	27,971	22,029	2,004,900	0
8	2002/03/12	入金		50,000				0	40	21.900%	48,117	48,117	1,883	2,003,017	0
9	2002/03/18	入金		30,000				0	6	21.900%	7,210	7,210	22,790	1,980,227	0
10	2002/03/25	入金		50,000				0	7	21.900%	8,316	8,316	41,684	1,938,543	0
11	2002/04/30	入金		50,000				0	36	21.900%	41,872	41,872	8,128	1,930,415	0
12	2002/05/07	入金		6,000				0	7	21.900%	8,107	6,000	0	1,930,415	2,107
13	2002/05/08	入金		12,000				0	1	21.900%	1,158	3,265	8,735	1,921,680	0
14	2002/05/27	入金		50,000				0	19	21.900%	21,907	21,907	28,093	1,893,587	0
15	2002/06/25	入金		50,000				0	29	21.900%	32,948	32,948	17,052	1,876,535	0
16	2002/07/25	入金		50,000				0	30	21.900%	33,777	33,777	16,223	1,860,312	0
17	2002/08/26	入金		50,000				0	32	21.900%	35,717	35,717	14,283	1,846,029	0
18	2002/09/25	入金		50,000				0	30	21.900%	33,228	33,228	16,772	1,829,257	0
19	2002/10/29	入金		50,000				0	34	21.900%	37,316	37,316	12,684	1,816,573	0
20	2002/12/02	入金		60,000				0	34	21.900%	37,058	37,058	22,942	1,793,631	0
21	2003/01/06	入金		60,000				0	35	21.900%	37,666	37,666	22,334	1,771,297	0
22	2003/02/04	入金		50,000				0	29	21.900%	30,820	30,820	19,180	1,752,117	0
23	2003/03/03	入金		50,000				0	27	21.900%	28,384	28,384	21,616	1,730,501	0
24	2003/04/02	入金		50,000				0	30	21.900%	31,149	31,149	18,851	1,711,650	0
25	2003/05/07	入金		55,000				0	35	21.900%	35,944	35,944	19,056	1,692,594	0
26	2003/06/02	入金		50,000				0	26	21.900%	26,404	26,404	23,596	1,668,998	0
27	2003/07/01	入金		50,000				0	29	21.900%	29,040	29,040	20,960	1,648,038	0
28	2003/08/06	入金		50,000				0	36	21.900%	35,597	35,597	14,403	1,633,635	0
29	2003/09/08	入金		50,000				0	33	21.900%	32,345	32,345	17,655	1,615,980	0
30	2003/10/06	入金		50,000				0	28	21.900%	27,148	27,148	22,852	1,593,128	0
31	2003/11/11	入金		55,000				0	36	21.900%	34,411	34,411	20,589	1,572,539	0

作成日: 2006/07/05

P.1

(別紙2)

法定利息計算書

顧客番号：

氏名：

No	取引日	取引区分	借入金額	支払額	次回返済日	期間	通常利率	通常利息	遅れ	延滞利率	延滞損害金	利息充当	元金充当	残高	未払利息
32	2003/12/19	入金		50,000				0	38	21.900%	35,853	35,853	14,147	1,558,392	0
33	2003/12/24	入金		10,000				0	5	21.900%	4,675	4,675	5,325	1,553,067	0
34	2004/02/24	入金		95,000				0	62	21.900%	57,774	57,774	37,226	1,515,841	0
35	2004/04/13	入金		70,000				0	49	21.900%	44,565	44,565	25,435	1,490,406	0
36	2004/05/11	入金		45,000				0	28	21.900%	25,038	25,038	19,962	1,470,444	0
37	2004/06/16	入金		60,000				0	36	21.900%	31,761	31,761	28,239	1,442,205	0
38	2004/07/09	入金		40,000				0	23	21.900%	19,902	19,902	20,098	1,422,107	0
39	2004/08/23	入金		67,000				0	45	21.900%	38,396	38,396	28,604	1,393,503	0
40	2004/09/17	入金		40,000				0	25	21.900%	20,902	20,902	19,098	1,374,405	0
41	2004/10/08	入金		30,000				0	21	21.900%	17,317	17,317	12,683	1,361,722	0
42	2004/11/09	入金		45,000				0	32	21.900%	26,145	26,145	18,855	1,342,867	0
43	2004/12/17	入金		58,000				0	38	21.900%	30,617	30,617	27,383	1,315,484	0
44	2005/01/18	入金		47,000				0	32	21.900%	25,257	25,257	21,743	1,293,741	0
45	2005/02/14	入金		42,000				0	27	21.900%	20,958	20,958	21,042	1,272,699	0
46	2005/04/04	入金		80,000				0	49	21.900%	37,417	37,417	42,583	1,230,116	0
47	2005/05/10	入金		60,000				0	36	21.900%	26,570	26,570	33,430	1,196,686	0
48	2005/06/15	入金		65,000				0	36	21.900%	25,848	25,848	39,152	1,157,534	0
49	2005/07/11	入金		65,000				0	26	21.900%	18,057	18,057	46,943	1,110,591	0
50	2005/08/01	入金		65,000				0	21	21.900%	13,993	13,993	51,007	1,059,584	0
51	2005/08/31	入金		65,000				0	30	21.900%	19,072	19,072	46,928	1,013,656	0
52	2005/09/30	入金		65,000				0	30	21.900%	18,245	18,245	46,755	966,901	0
53	2005/10/31	入金		65,000				0	31	21.900%	17,984	17,984	47,016	919,885	0
54	2005/11/30	入金		40,000				0	30	21.900%	16,557	16,557	23,443	896,442	0
55	2005/12/30	入金		65,000				0	30	21.900%	16,135	16,135	48,865	847,577	0
56	2006/01/25	入金		65,000				0	26	21.900%	13,222	13,222	51,778	795,799	0
57	2006/03/02	入金		46,000				0	36	21.900%	17,189	17,189	28,811	766,988	0
58	2006/04/07	入金		79,483				0	36	21.900%	16,566	16,566	62,917	704,071	0
合計			2,100,000	2,915,483								1,519,554	1,395,929		

これは正本である。

平成18年10月2日

松阪簡易裁判所

裁判所書記官 打田 徹 治

